

特集 障害のある人たちと共に生きる・働く

# 日本版社会的協同組合の展望

菊地 謙（協同総合研究所）

はじめに

梅雨時にもかかわらず、よく晴れて気温の上昇した7月のある日、大阪府北部の箕面市にある「豊能障害者労働センター（以下労働センター）」を訪れました。新大阪駅から地下鉄に乗り換えて10数分、終点の千里中央駅に迎えに来てくださったのは、労働センターの職員の北川恭子さんです。北川さんは、2週間ほど前の協同総研の総会に労働センターのメンバーと共に参加され、その際に労働センターへの訪問を約束しました。北川さんたちは協同労働の協同組合のホームページを見て、協同総研の会員になっていただいたばかりです。

北川さんの案内で向かった労働センターの事務所では、プレハブの建物の中で多くのスタッフが古本市の準備作業をしています。棚には通販用のTシャツやバンダナが並んでいました。奥の和室に通され、田岡ひろみさんを中心とする事務局の皆さんからお話を伺い、その後また北川さんの案内で労働センターのお店を見せていただきました。

豊能障害者労働センターとは

現在、労働センター事務局長を務めるKさんが、養護学校の高等部を1982年に卒業し、仲間と共に自ら働いて地域で生活する道を歩み始めたのがすべての始まりでした。

設立して1年目の1983年に「障害のある人も働いて給料を得ていかなければならないけれども、一般の経済に組み込まれてしまったら絶対にハンディがあるから、そこをサポートしていくのは行政の責務だ」という文書を初めて行政に対して提出しました。市の障害福祉の部署では、「障害者は保護・訓練される対象であって、働いて賃金を渡すのはお門違い」と言われましたが、「そ



お好み焼・定食の店「キャベツ畑」リサイクルショップ「ポコペンハウス」

れはおかしい」ということで、多くの市民と一緒に行政との交渉を続けました。その結果、労働センターの活動への理解が広がり、1986年に箕面市独自の障害者雇用助成制度が生まれます。障害者一人当たり月額5,000円と僅かなものでしたが、大きな一歩でした。

この制度の画期的なところは、障害のある人に対する労働の対価としての賃金を補助金で獲得したところです。作業所や授産施設の制度は、管理する職員の給料は確保されますが、障害者の手に乗るお金は出ないのが一般的です。しかし、労働センターの人たちは、初めから障害者が重度であろうとその働き方を認めていく社会を求め、かたくなに「労働」にこだわったそうです。「とにかくお金を稼いで生活を維持していかなければならない」という労働センターのがむしゃらな実践が、箕面市の障害者政策を「福祉」ではなく「労働」を中心としたものにつくり上げていきました。

1990年に、箕面市が10億円の基金を積んで財団法人箕面市障害者事業団を設立し、その運用益で障害者の雇用助成をする制度ができあがりました。当初は僅かだった助成金も、毎年交渉を続ける中で、今では障害者1人当たり年間100万円近くにまで増えて、最低の所得を保障するものとなっています。

一方で、生活支援としての介護の問題については、当初は介護者を確保するのが難しく、同僚のスタッフが介護に入ることが多かったのだそうですが、後に生活支援部門を市内の他の障害者団体と共に出資をして独立して立ち上げ、生活支援・介護保障は



きれいにディスプレイされたりサイクルショップの中

そちらが専門に受け持つことで、就労・生活が両立するようになったそうです。

### 豊能障害者労働センターの事業

労働センターで働く人は現在、障害を持つ人が30名、健常者25名と合わせて55名です。事業の内容としては大きな柱が3つあります。ひとつは、Tシャツ、バンダナ、ポストカードなど障害者のデザインによるオリジナル商品の通信販売事業 (<http://www.tumiki.com/>) で、機関誌とインターネットで年間約3,800万円(売上高はいずれも2004年度)の売り上げがあります。98年にそれまで地域でやっていた店を閉めなければならないという危機があったときに、Kさんにいろいろな字や絵を描いてもらって、オリジナルでTシャツを作っということになり、他にも絵をかける人を作家として採用して、新作を出しています。

もうひとつの柱はリサイクル事業です。現在、箕面市内に「くるりん」「ピンクポコペン」「ぶらぼう」「ふだんぎや」「ポコペンハウス」の5軒のリサイクルショップを経営

しており、お店以外にも定期的にバザーや古本市を開催しています(計約2,000万円)。

リサイクル事業は、阪神大震災をきっかけに尼崎や西宮や神戸の震災に遭った障害者を支援するために全国から集めた救援物資のターミナルに労働センターがなり、その活動が落ち着いてきたところで地域のボランティアの方と一緒に立ち上げたものです。リサイクルの仕事は障害を持つ人でも品物を磨いたり古本をヤスリで削ったりと多くの人が関われる作業があり、就労創出に最適だったためどんどん増えました。現在の5軒ではプティック的に少し高級なものを中心にしたお店や、着物を置いた店、若者向けの店など工夫をして売り上げを少しでも増やそうと努力しています。ただ、最近では近隣にリサイクルショップも増え、また100円ショップなど安売りの店も増えたため、広い倉庫の維持費用もあり経営はなかなか厳しい状況にあります。

また、市立病院の関連施設に出店し介護用品やオムツを扱う福祉ショップ「ゆっくり」(年間2,300万円)、大規模ショッピングモールが市の再開発事業でできるのを契機に「障害者の働く場所を」と市に働きかけて出店した雑貨ショップ「積木屋」(年間

750万円)そして住宅地の中にあるお好み焼き・定食の店「キャベツ畑」(年間1,100万円)、小学校の給品部という文房具を売る部門(年間530万円)や、市の委託による点訳事業などの事業も行っています。

これら全てをあわせると労働センターの年間収入は1億480万円(2004年度)で、この事業収入と雇用助成金を合わせたものを障害を持つ人と持たない人の計55人が分け合っています。分配のルールとしては、障害者の場合、月額84,000円を基本に年金(障害基礎年金の月額、2級:66,208円、1級:82,758円)の有無や自立しているかどうかなどによって加算していきます(平均98,000円、最高160,000円)。健常者は15万円を基本に扶養家族などの状況により加算していきます(平均180,000円、最高230,000円)<sup>1)</sup>。

### 箕面市の障害者雇用助成金制度

労働センターの大きな特徴は、自分たちの働く場をつくる取り組みとともに、箕面市との話し合いの中で、前述したように市独自に「福祉」ではなく「労働」の問題として障害者雇用助成金制度を認めさせ、障害者の自立生活の基盤を地域に持っていることです。バブル期の前で財政に余裕があったということかもしれませんが、市が10億円という基金を拠出し財団をつくり、そこから要件を充たす「障害者事業所」に働く障害者と援助者に雇用助成金が継続的に出されます。

「(財)箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」では、その第1条(目的)として、「この要綱は、障害者事業所に対し



て助成金を交付し、もって職業的重度障害者の職業的、社会的自立を促進することを目的とする。」

とあります。ここでいう「職業的重度障害者」とは、同第2条(定義)の2に定められ、「この要綱において職業的重度障害者とは、手帳(身体、療育)の有無及びその程度によって限定せず、障害が理由となった社会的ハンディの結果、一般就労の困難な者をいう。」

と定義されています。いわゆる身体、知的、精神といった障害の種類や手帳の有無に関わらず、障害によって一般就労が困難な人であれば、誰でも利用できる制度である点が、画期的であると思います。

障害者雇用助成金は3本建てになっていて「障害者助成金」は障害者に渡す給料、「援助者助成金」は障害者5人につき1人の健常者の賃金を補助するもの、「作業設備等助成金」は家賃や設備を整えるものです。

また、同要綱第4条(助成の対象)では「障害者事業所」について以下の要件を定めています。

「助成金交付の対象となる事業所は、市内に在住し、次の各号の全てに該当し、かつ理事長が必要と認めたものとする。

- 1 職業的重度障害者の雇用実数が4人以上でかつ、雇用割合が30%以上(実人数算定)であること
- 2 障害者雇用及び、そのことを通した職種開拓・職域拡大に向けた事業内容を社会的に明示していること
- 3 障害者雇用に関して箕面市及び本事業団との連携を保持しており、本事業団の職種開拓育成事業の対象事業所であること

ること

- 4 事業所内外において、障害者問題等、人権・福祉問題の啓発を行っていること
- 5 事業所の経営機関に障害者自身が参加していること
- 6 労働保険(労災保険、雇用保険)の適用事業所であること
- 7 事業所としての経営努力がなされていること」

単に障害者を30%以上雇用している事業所(第4条1号)というだけでなく、障害者雇用やその拡大を事業内容として明示し(同2号)、人権・福祉問題の啓発を行い(同4号)、何よりもすごいのは、経営に障害者自身が参加すること(同5号)を前提としているところです。これらは、労働センターの実践を市の制度に当てはめたものだと言います。作業所でもない一般企業での雇用でもない、全ての人が働いて生活していくことを目指す障害者就労のモデルを労働センターの人たちがつくり上げてきたことに率直に驚きを感じました。

箕面市内には現在、労働センター以外に、フラワーショップ、パン屋、そして親の会が立ち上げたクッキーやケーキを売るところの3つの障害者事業所があります。

北川さんたちは、この制度を評価して「箕面市の行政がすごいというのは、もっとアピールしたらいいと思うんですが、そうもしない。今、箕面市も急激にお金が無くなっていて、すごく守りに入っています。でも、本当は国に対してもきちんとモノを言うべきだし、障害者自立支援法の流れの中で今こそ、いっていきべきだと思うんで





ショッピングモールに出店している「積木屋」

す。」と述べています。

### 協同労働の協同組合と障害者就労

さて、ほんの1日の僅かな時間を駆け足で訪問させていただいた「豊能障害者労働センター」ですが、ワーカーズコープの運動にとっても学ぶべき点が多いように思います。

本誌第152号(2005.3)に石見尚さんが指摘されているように<sup>2</sup>、障害者の就労政策は社会保障費抑制を理由に“公”による保護的生活支援政策から“民”による労働賃金の稼ぎによる自立政策という市場主義・自由主義的政策への移行が進められています。ただ、現実には現在の雇用労働を中心とする労働市場が障害者の就労問題を解決できる余地はほとんどありません。そこで必要なのは「非競争的な受注の制度」「障害の種類や労働能力に関わらないベーシックインカム」の支給とそれを裏付ける社会連帯の思想」であると石見氏は述べています。また、障害者就労の特殊性を鑑み、イタリアの社会的協同組合で言うA+B型(サービス提供の協同組合と就労確保・労働統合の協同組合を

一体的に運営する)を目指す必要があるのではないかと協同労働の協同組合法制化と関連して提言されています。

箕面市における労働センターの実践は、公的部門からの優先的受注は僅かですが、ベーシックインカムやA+B型運営については、すでに実現してきているように思えます。内容的に見れば、豊能障害者労働センターは日本版の社会的協同組合といってもよいでしょう。

ただ、北川さんたちも指摘しているように、箕面市のこのような実践は全国的な広がりを持たず、一自治体独自の制度に止まってしまっています。むしろ国の政策としては「障害者自立支援法」を制定し、介護保険型のサービスの市場化と障害者本人の応益負担という方向に進んでおり、労働の問題は後景に退いているように見えます(詳しくはP15～「なぜ障害者自立支援法なのか?」を参照)。ただ、一方で滋賀県では、従来の「福祉」に軸足を置く共同作業所補助制度から一步踏み出し、労働分野とも連携し「就労」にも軸足を置く「社会的事業所」制度を創設するという動きも現れています<sup>3</sup>。また、大阪府では失業率が高いこともあり、すでに障害者だけでなく、高齢者などを福祉だけでなく労働の中で支援していかなければならないというさまざまな制度もつくられてきているそうです。

北川さんたち労働センターの人たちも、自分たちの事業を「コミュニティ・ビジネス」と規定して、常に経営努力をして無駄を省いたり、いかに効率よく売り上げを上げていけるかということを強く意識しています。また、事業を続けていく上での法人格に

ついても「私たちも無法人のままにいくのはどうか」という議論の中で、“協同労働の協同組合”のホームページを見たり、イタリアの社会的協同組合の講演会に行った人が資料をくれたりして、雇用主がいなくて、自分たちが出資をして働くという形は似ているよね、私たちに一番近いかなと」感じていると話してくれました。

障害のある人たちが「働く」ということについて何が本当に必要か、私のように日常的に障害者と関わらない人間にとっては問題意識を持ちにくいのも事実です。しかし、多くの若者が働くこと拒んだり、労働を続けていくことに展望を見出せていない中で、また多くの働き盛りの男性が自ら死を選んでいる日本の現状を見ると、自らが持つ能力を最大限に生かしながら仲間と共に助け合い、支えあって働き、生きていく豊能障害者労働センターの取り組みは、私たちに「もうひとつの働き方」について現実的なイメージを与えてくれているように思います。

今後、法制化運動の中でも、ワークスコープの事業・運動の中でも、障害者の事業所との連携・連帯を深めていけたらと思います。

(注)

- 1・障害者労働研究会『障害者労働研究会全国調査報告「21世紀における障害者の就労と生活のあり方とその環境条件に関する総合的調査」』2002、KSK 共同連
- 2 石見尚「協同労働の協同組合法（案）は障害者就労にどう対処するか」『協同の発見』No. 152、2005. 3、協同総合研究所
- 3 「特集 国よりだんぜんいいぞ！滋賀県の新制度」『れざみ』Vol. 105、2005、KSKP 共同連